
令和2年 第6回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和2年11月30日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 議案第55号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第56号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 議案第55号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第56号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

出席議員 (13名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
財政課長	……………	中西 敏光	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
管財課長	……………	矢野 量久	建設調整監	……………	安川 忠行
教育調整監	……………	原田 和幸			

10時00分開会

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和2年第6回宇美町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本臨時会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

また、本臨時会の説明委員については、本日、審議を行う議案に係る課長のみ出席要求しておりますので、お知らせしておきます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、藤木議員及び5番、入江議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本臨時会の会期は、11月30日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（古賀ひろ子君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日11月30日1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明を議題といたします。

町長より、本臨時会に提案されました案件は、和解及び損害賠償の額の決定案1件、条例案1件の計2件であります。

町長の提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして皆さん、おはようございます。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、和解案件1件、条例案件1件の計2件でございます。

議案第55号の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、令和2年3月5日に発生をいたしました公用車による人身事故について和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるところでございます。

議案第56号の宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、職員、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定を行うため、所要の規定を整備するものでございます。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには担当者のほうから詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4. 議案第55号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第55号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 議案第55号 和解及び損害賠償の額の決定につきまして御説明いたします。

提案理由でございますが、令和2年3月5日に役場前の信号機のない交差点において発生した公用車による人身事故につきまして和解し、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

さきの全員協議会におきまして既に御説明申し上げておりますが、改めまして和解の内容等について御説明させていただきます。

お手元の議案の1ページをお願いいたします。

1、和解及び損害賠償の相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

2、事故の概要につきましては、令和2年3月5日午後3時ごろ役場前の信号機のない交差点におきまして、右折しようとした地域包括支援センターの職員が運転する公用車と前記1の相手方が運転する電動自転車が接触し相手方が横転いたしました。相手方は右足関節の腫れと擦過傷を負い、硬膜下血腫の疑いで1日間の入院加療後に在宅療養を行っております。

また、相手方の電動自転車は後輪部が大きくゆがんで破損したため、令和2年第2回の議会臨時会におきまして御議決いただき、既に物損の損害賠償金として3万168円を相手方に支払っております。

事故発生現場の状況につきましては、2ページを御参照ください。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

3、人身事故の損害賠償の額は43万4,960円でございます。

4、和解の内容は、(1)宇美町は前記1の相手方に対し、前記3の損害賠償の額の支払義務があることを認める。

(2)前記3の損害賠償の額のほか、本件に関し、宇美町及び前記1の相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) この金額についてどうのこうのじゃないんですけども、事故が起きたのが令和2年3月。現在、11月の末になっています、約9か月間支払いができなかった。これについて、本来なら事故があったらやはり、いかに速やかに相手方に賠償金あたりを支払わなければならなかったのは重々理解されていると思うんですけども、これだけ遅くなった理由というのはどういうことなんでしょうか。教えてください。

○議長(古賀ひろ子君) 尾上課長。

○健康福祉課長(尾上靖子君) 事故発生が3月5日、1日間の入院加療後に在宅療養ということでございました。その後、何回か御様子を伺ったり、コロナ禍でございましたので電話連絡等で御様子を伺ったりということをする中で、相手方のほうは近く受診しようと思っている、頭が痛いときもあるので受診しようかなと思っていますということで、そういう回答でございました。

こちらのほうとしましては、完治されるのをお待ちしているような状態でございましたが、保険会社のほうから、9月28日に、これ以上の受診はないというふうな連絡をいただいております。御確認したところによると、結果として最終受診は5月ということで、まあ受診しようと

思ってますというところでお待ちしているような状態でした。

そういうことで、最終受診は5月で、二、三回の受診はされているようでしたが、結果としては、このように11月ということになったという経過でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） もっと早くお支払いする方法というのはなかったんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） やはり額の決定というところについて完治するのをお待ちをしているような状態で、コロナがあったので御本人様も受診はしようとは思ってますけれどもという、そういう回答でございましたので、そういう形になったということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） じゃあ例えばですね、この金額、例えば50万円以下ですよ。例えば、50万円以下を町長専決で決裁できるということが可能だったとしたら、これ、どのくらい先前に払うことができたんですか。そのあたりを聞きたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 保険会社のほうから連絡をいただいたのが9月28日でございますので、その後お支払いの手続に入るということで、10月には支払えたのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第56号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第56号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

議案第56号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑みまして、職員、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定を行うにあたり、所要の規定を整備する必要がございます。

ページをおめくりください。

まず、1ページでございますが、今回、宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、条建てで一括改正を行うものでございます。

今回の改定に関しましては、第1条から第9条までの内容、条例を9つ、一括改正を行うものでございます。

ページをおめくりください。

2ページまでが改正文、3ページからが新旧対照表になっておりますが、これが11ページまで新旧対照表をつけております。内容が煩雑でございますので、12ページお開きください。

今回の宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要というものをつけさせていただいております。

まず、概要でございますが、人事院から、期末手当の改正ということで、昨年8月から本年7月までの民間ボーナスとの比較という形での減額が示されております。また、今回、給与月額につきましては、改正は行わないということで、本年4月分の民間給与との比較から給与の改正はないというものでございました。

それでは、説明をさせていただきますが、今回、減額する額につきましては、それぞれ0.05か月分を今回の12月の期末手当で、また、令和3年の期末手当に関しましては、6月期と12月期で、これを案分いたしまして、0.025月分の減額をそれぞれ行うとい内容でございます。これから説明する内容につきましては、同じような形で進んでいくものでございます。

まず、1番目ですが、第1条関係。宇美町職員の給与に関する条例の一部改正ということで、令和2年12月期につきましては0.05月分を減額いたします。現在、再任用職員以外につきましては、100分の130とあるものを100分の125に改めるものでございます。

第2条関係。同じく、宇美町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、これは先ほど説明いたしましたとおり、来年、令和3年度分でございます。令和3年の6月期と12月期の期末手当を次のように改めます。6月期を100分の130とあるものを100分の127.5に、12月期につきましては、100分の125とあるものを100分の127.5に改めるもので

ございます。

次に、第3条関係でございますが、宇美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。これも今回、令和2年の12月期に関しましては、現在、100分の170とあるものを100分の165に改めるものでございます。

ページをおめくりください。13ページでございます。

第4条関係につきましては、宇美町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ということで、これは令和3年度分の6月期と12月期の分を、それぞれ100分の170とあるものを、6月期につきましては、100分の167.5に、令和2年12月期につきましては、100分の165とあるものを100分の167.5に改めるものでございます。

第5条関係でございますが、宇美町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正を行うものでございます。本年、令和2年度分に関しましては、12月期、100分の170とあるものを100分の165に改めるものでございます。

第6条関係。同じく、宇美町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正ということで、令和3年分に関しましては、6月期、100分の170とあるものを100分の167.5に改め、12月期に関しましては、100分の165とあるものを100分の167.5に改めるものでございます。

第7条関係でございます。宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。令和2年に関しましては、0.05月分を減額するもので、100分の170とあるものを100分の165に改めるものでございます。

ページをおめくりください。14ページでございます。

第8条関係でございますが、宇美町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。令和3年分でございますが、6月期に関しましては、100分の170とあるものを100分の167.5に、12月期につきましては、100分の165とあるものを100分の167.5に改めるものでございます。

最後に、第9条関係でございますが、宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

会計年度任用職員につきましては、期末手当の額を次のように改めます。

当該会計年度任用職員が任用された年度に、給与条例の改正により期末手当の改定が行われたときは、当該改定された期末手当は翌年度の4月1日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとするということで、今回、改定がされたものにつきましては、来年4月1日からの適用ということで、今回、12月の期末手当には、この影響はないというようなものに改めるものでございます。

すなわち、令和2年の6月期及び12月期につきましては、100分の130とあったものを、来年の6月期、12月期につきましては4月1日以降になりますので、100分の127.5に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、今、説明をいたしましたそれぞれの条文の内容で、令和2年度分に関しましては公布の日から、令和3年度分に関しましては来年、令和3年の4月1日から適用されるものでございます。

ページをおめくりください。15ページ。

参考でございますが、一般職員の期末手当の表をつけさせていただいております。横軸には令和2年度と令和3年度の改定率を示させていただいております。

ページをおめくりください。16ページでございます。

全員協議会の中でも御説明さしあげましたが、一応、参考までという形でつけさせていただいております。職員、新人職員、大卒の新規職員、中段には係長級、その下には課長級という形で、それぞれの影響額を示しております。一番右端にあります。新卒で大体1万円余、係長級で2万1,000円余、課長級に関しましては、2万4,000円余の減額がされるものでございます。

また、下段のほうでございますが、本町特別職と議会議員の皆様方の影響額を示させていただいておりますので、御参照いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 提案理由で、人事院勧告で鑑みてということで、条例案提案されましたが、もともと、人事院勧告というのは国会内閣及び関係大臣各位、国家公務員に対する勧告なんですけど、これがね、地方自治体、宇美町が、この人事院勧告に準じて条例案をつくってよいものかと考えております。またね、これは町の財政によって考えるべきだと思うんですけども、何で、その人事院勧告が出されたからそれに併せてやるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

御質問の内容でございますが、まず人事院というものにつきましては、政令市または県それと中核市、こういったところでは、それぞれの地方自治体でありながらも人事院を持っております。ただ、市町村に関しましては、この人事院というものを持っておりません。

また、給与に関しましても、それぞれの市町村で定めるということは、ほぼ不可能であると思います。なぜなら、今回の説明の中でも申し上げましたが、まず1つは、民間の給与月額であっ

たり、例えばその賞与の額であったり、こういったものをきちんと精査しながら公務員の給与の額が適正であるのかどうか、こういったところを判断していくことにつきましては、この小さな宇美町だけで判断するというのは不可能でございます。すなわち、本町の給与に関しましても、国家公務員の給与表を使わせていただいております。

そういったことから、今回、これまでにつきましてもそうですが、基本的には国の人事院の定めにより、本町の給与も見直しを行ってきたという経緯がございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） じゃあですね、宇美町の財政に併せてね、例えば、私たち議員及び町長、副町長、教育長は致し方ないと思うんですけども、一般職員に関してはね、今このコロナ禍の中で大変な業務に当たられていると。奮闘されているんですよ。それをね、これはもう人事院勧告に従う必要はないわけですから、町独自で一般職員の方にはやはり期末手当を出すべきだと。

給与につきまして私も調べてます。民間企業との格差がないということで7年ぶりのこれ据え置きになっているのはもう承知しております。でも期末手当についてはね、ものすごく大変な御苦労されているわけですから、やはり、町の判断でね賞与は出すべきだと私は思います。

それでね、私もちょっとこれ自治労連の方にお聞きしたんですよ。何でこういう形態になっているかと。ちょっときついことを言われました。やはりこの人事院勧告に従わないとね、国からの圧力があるとはっきり言われてます。それは何でかということと交付金なり補助金などに影響があると、だから従っているんだと言われてます。これ事実なんですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

今、議員のほうからいろんなお言葉をいただく中で、まず1つ、コロナ禍の中で職員が大変苦労しているということで、この給与の削減については、国の指示に従うことはないのではないかと。非常にありがたいお言葉であると思います。職員も、議員の皆様からそういう具合に思っただけにいるということであれば、励みになるかと思えます。

しかし、今議員の御質問にありましたように、私たち地方自治体、市町村でございますが、給与実態調査というのを1年に1回、県のほうから指導を受けております。また、その県から、実は国のほうにその報告を上げ、国、総務省のほうから私たち指導を受けております。

これに関しまして、給与の実態等につきまして、適正に運用がされておるのかどうか、そういったところについては、先ほど入江議員おっしゃられましたように、それによるペナルティ云々というのは直接は受けたことはございませんが、指導を県から受けたことは何度もございます。

というのは、例えば、昇格であったりとか、その昇格に見合った給与給付とか、そういったと

ころに適切になっているのかどうか、こういったものに関しては各市町村によっても若干の差異がございます。

本町に関しましても、近隣市町村とのバランスを見ながら、また国の全国的なバランスを見ながら判断しているところでございますが、やはり軸になるのは人事院の勧告によるものでございまして、私たちは国家公務員の給与に併せて給与を今支払っているというような状況でございますので、入江議員の御質問大変ありがたいお言葉ではございますが、これまでの経緯もございまして、このような形での説明になるというところで御理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 本来なら、この資料の中に、幾ら総額で減額になるのかぐらい書いていただいていたらと思うんですけど、幾ら総額でお金がかからなくなるんですか。回答いただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

今回12月期の分に関しましては、基本的にはそれぞれの給与関係の額が固まっておりますので、正確には330万円余の減額になります。これに関しましては特別職と一般職員、議会議員の皆様の方は入っておりません。ということで今回330万円余の減額というものになります。

来年度の分に関しましては、当然昇級等がございますし、新人職員が入ってきたり退職者職員が出たりしますので、今の段階では幾らぐらいの影響額が出るとかというのはちょっとお答えしにくいかなと思いますが、それぐらいの金額であるのは間違いないと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 本来なら、この議案の提案とセットで予算の補正予算が行われるべきだと思うんですけども、これ臨時議会ですからね、そこまで言いませんが、いつこの330万円ぐらいの予算を反映させた補正予算が出るんですか。今度12月で出るんですか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

今回基本は減額という形で行ったので、今、丸山議員おっしゃられますように、本来提案の内容と予算というのはリンクするものであると、そのような形で認識しております。ただし、減額ということでございまして、実は12月補正の中では増額の分が出ております。というのが、時間外手当であったりそれぞれの給与のほう、給料ではなく給与ほうの関係の手当関係、これらの精算を行うのが翌年3月になります。大体3月議会に上程させていただいて、その減額分の調

整を行うと。

一番大きなものは実は時間外手当でございまして、今回国勢調査で多額の時間外を行わせております。そういった内容の中で12月の分で補正を1回行いまして3月で精算するという形で、今回のこの給与分の削減については、来年3月議会での提案をさせていただこうと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本臨時会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年第6回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時31分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 入 江 政 行

署名議員 藤 木 泰